

設 計 書

工 種		課 長		課長補佐		副 参 事		総務担当		設計担当者 教委総務課 総務担当 Tel (36108) 主任 橋場 祐平 印
番 号										
年 度	令和 7 年度	作成年月日	令和 7 年10月22日		概 要 市立中学校から搬出される産業廃棄物の 処分費について単価契約をするものです。 対象校 秋田市立中学校					
件 名	秋田市立中学校産業廃棄物処分									
履 行 場 所	秋田市手形休下町 1 0 番 5 1 号ほか									
設 計 金 額										
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)									
契 約 期 間	契約日から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで									

秋田市立中学校産業廃棄物処分仕様書

本仕様書は、秋田市立中学校より排出される産業廃棄物の処分に関する基準を定めたものである。

- 1 排出場所は、別紙 1 による
- 2 委託期間は、契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定による、下記区分の許可（産業廃棄物処分業許可）を、秋田市長から受けたものであること。
 - (1) 廃プラスチック類
 - (2) 木くず
 - (3) 金属くず
 - (4) ガラスくず等
 - (5) 廃油
- 4 契約額は、1 k g 当たりの処分単価とする。
- 5 委託対象の品目・予定数量
 - (1) 品 目 混合廃棄物
 - (2) 予定数量 中学校 1 6 , 8 0 0 k g（予定最大数量）
- 6 その他
 - (1) 廃棄物の処分場への搬入については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定により秋田市長の許可（産業廃棄物収集運搬業許可）を受けたものと別途契約後日程について後日協議し決定する。
 - (2) 予定数量については、最大数量に満たない場合がある。
 - (3) 受託者は、業務完了報告書および産業廃棄物管理票を業務終了後速やかに委託者に提出する。
 - (4) 万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。

中学校産業廃棄物排出場所

	校 名		住 所
中 学 校	1	秋田市立秋田東中学校	秋田市手形休下町10番51号
	2	秋田市立秋田南中学校	秋田市南通宮田15番1号
	3	秋田市立山王中学校	秋田市山王三丁目1番24号
	4	秋田市立土崎中学校	秋田市土崎港北一丁目3番1号
	5	秋田市立秋田西中学校	秋田市新屋大川町19番75号
	6	秋田市立外旭川中学校	秋田市外旭川字梶ノ目50番地
	7	秋田市立秋田北中学校	秋田市下新城中野字街道端西241番地の90
	8	秋田市立城南中学校	秋田市檜山城南町4番1号
	9	秋田市立城東中学校	秋田市広面字鍋沼17番地
	10	秋田市立泉中学校	秋田市泉北二丁目6番1号
	11	秋田市立将軍野中学校	秋田市将軍野南一丁目12番1号
	12	秋田市立御野場中学校	秋田市仁井田字中新田223番地
	13	秋田市立勝平中学校	秋田市新屋北浜町13番1号
	14	秋田市立飯島中学校	秋田市飯島字田尻堰越48番地
	15	秋田市立桜中学校	秋田市桜台一丁目1番1号
	16	秋田市立御所野学院中学校	秋田市御所野地藏田四丁目1番1号
	17	秋田市立岩見三内中学校	秋田市河辺三内字外川原39番地
	18	秋田市立河辺中学校	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地84番地
	19	秋田市立雄和中学校	秋田市雄和石田字蟹沢40番地